

平成 18 年度 社会福祉法人嘉祥会法人本部事業計画

はじめに

今日の日本経済は、実質成長率が4%と言われるまでに回復されました。数年前、政府の基本方針により、民間で出来ることは民間で行い、地方で出来ることは地方で行なう、いわゆる、小さな政府づくりを合言葉に様々な規制緩和が実施されました。

このような背景の中、2000年介護保険制度が施行され、社会福祉法人を見直す大変換機となりました。また、介護保険制度が始まったことにより、利用者本位の制度になることが期待され、また、民間事業者を含めて、多様なサービス提供主体の参入で、競争原理が働き、効率的・効果的な質の高い、より良いサービスが提供されるようになりました。

そして、この春、介護保険制度の改定が行なわれました。この改定の基本的な視点は、高齢者の「尊厳保持」と「自立支援」という介護保険の基本理念を踏まえて見直されました。

ここ数年、社会環境の急激な変化に伴い、社会福祉の対象となる問題が、複雑・多様化しています。今までの生活困窮者の問題だけではなく、ひとり暮らし高齢者の増加や高齢者の虐待、あるいは、児童の虐待、家庭内暴力、成年のフリーターやニート、ホームレスなど、援護を必要とする人は増えていく傾向にあります。

これら社会変動のなかで、社会福祉法人の意義や役割が求められ、ある種の差別化を図ることからも、今後の社会福祉法人嘉祥会が取り組む新たな方向として、児童、障がい者、高齢者に至るまで幅広い社会福祉の専門的知識やノウハウを兼ね備えて、また、斬新なアイデアをもって、事業の企画を行い、地域に貢献できる事業開発を行っていきます。

本年度も、地域住民、各種団体等からの協力を得て、支援を必要とされる方々が、地域で安心して、生活ができる拠点となる事を考え、誰もが気軽に立ち寄り、そして、住民との信頼関係を築き、みなさんから親しまれる事業活動を展開致します。

1. 基本理念

社会福祉法人嘉祥会は、誰もが安心して暮らせる地域づくりを理念とします。

2. 基本目標

人間としての「尊厳」を重視し、個人の「意思」を尊重し、生活の場を目指します。また、利用される方に対しては、ゆったりと、いっしょに、楽しく安心した生活の援助を、素直な心、誠実な心、奉仕の心を持って接し、利用者その家族と共に、取り組んでいくことを目標とします。

3. 運営方針

(1) 公益性の推進

社会福祉事業の主たる担い手という高い公益性を有する主体とし、また、地域の多様な福祉需要に対応していくために、低所得者や制度の狭間にいる方々に対する支援、公益的な事業の実施など、他の事業主体には果たせない役割を担います。

(2) 事業の透明性の確保

法人内で実施されているサービス内容や経営内容などの情報についての透明性の確保に努めます。

(3) 管理運営体制の充実

社会福祉事業や公益的な事業等への自主的な取り組みを責任もって実施できる管理経営体制を構築します。

(4) 施設の社会化

地域行事への参加、関係団体との連携など、地域との関係強化を図ります。また、本会が知り得た、専門的なケア技術や所有している設備等を地域の方々に開放します。

4. 本年度の重点目標

(1) 高齢者ショートステイサービス事業の開始

介護者の休息、緊急時に利用できるショートステイサービス事業を開始します。既存のデイサービス、新規訪問介護サービスと連携し、24時間、365日切れ目のないサービス提供を可能とする体制づくりを行ないます。

(2) 高齢者・障がい者等、訪問介護サービス事業の開始

介護が必要になっても、出来る限り住み慣れた家で、地域社会との関わり合いを持ちながら暮らし続けられるよう、訪問介護サービス事業を開始します。

(3) 職員研修の推進

福祉サービスの質の向上のためには、これを担う職員が、常に専門性を高めていくことが必要不可欠です。日常業務を行うなかで、職員が専門的知識や技術を修得できるように法人内・外部での研修等を推進します。

(4) ピーアール活動の推進

グループホーム、デイサービスに加え、新たに開設するショートステイサービス事業、訪問介護事業を、一人でも多くの方に知っていただくことを目的とし、地元町内会を中心とした、パンフレットの回覧、町田市、八王子市、多摩市社会福祉協議会等の広報誌

や近接市のタウン情報誌などに掲載し、より一層ピーアール活動を推進します。

(5) 社会福祉法人嘉祥会、中・長期行動計画の策定

福祉総合サービスの構築に向けて、経営や事業等のあり方について、計画的に取り組むための中・長期の行動計画を策定します。

平成 18 年度 高齢者グループホームぬくもりの園 事業計画

1 事業内容

(1) 目的

家庭的な雰囲気の中で、認知症状のある方が安心して自由に生活できるよう、また、協力しながら楽しい生活を送っていただくことを目的とします。

(2) 対象者

65歳以上の認知症状のある要介護者認定者
(40歳以上で介護保険上の15種類の特定疾患のある方を含む)

(3) 利用者定員

18名

(4) 運営方針

ア. 利用者主体の生活

認知症という病気の中で、それに伴う症状が出現しても、その方らしく、自由にゆったりと過ごしていただけるよう、また、利用者の方々がお互いに助け合い、可能な限り自立した生活を送っていただけるように支援します。

イ. 地域との交流

町内会主催のお祭りや盆踊り、小中学校の運動会、保育園児を迎えての合唱会等、また、日々の散歩等を通じて地域との連携を図り、地域に密着したグループホーム作りに努めます。

ウ. 環境の整備

グループホーム内はもとより、その周囲を取り巻く環境の美化と、利用者身体の安全および衛生に努めます。

(5) サービス内容

ア. 利用者の生活

決められた日常の流れを作らず、自宅で生活をしているような、自由でゆったりとした時間を過ごしていただきます。日々の生活の中で

ひとり一人の役割作りを目指し、その役割が自信となって自立に結びつくような生活を支援します。

イ. 家族との交流

毎月の情報提供の手紙や、御家族に参加をさせていただいての誕生会・敬老会・クリスマス会等、交流の場を設けます。また、御家族と職員の連絡は密に取り合い、利用者の状態や介護計画についての話し合いの場を作ります。認知症についての理解も深め、協力して暖かい介護を目指します。

ウ. 献立

年間行事を通じて利用者主体のもと、おはぎ作りや流しそうめん、焼き芋や鏡餅作りなど、手作りでの季節感を味わいます。春には、トマト・きゅうり・なす・おくら・ピーマン等の苗を利用者の方が自家農園に植え付け、収穫し、春の食卓を彩ります。栄養価も大事にしながら、同時に利用者のニーズにも対応していきたいと思えます。

(6) 健康管理

朝夕のバイタル記録、週に一度の歯科往診、二週に一度の内科・精神科の往診、看護師やケアスタッフによるカンファレンスを通じて、全スタッフが利用者の心身状況を把握し、援助を行います。

連携病院： 新天本病院・アイクリニック（内科・精神科・整形外科）
小室医院（内科）
木曾団地歯科
田辺整形外科
藤堂歯科
菅井歯科

連携施設：特別養護老人ホーム 福音の家
老人介護保健施設マイライフ尾根道
有料老人ホームグランマ八王子

(7) 防災計画

職員採用時や会議において防災教育を行い、防災に対する職員の意識を高め、日頃の予防活動に積極的に努めます。また、消防計画に基づいて、

定期的に避難訓練や消火・通報を含む総合防災訓練を実施し、自衛消防活動を確保するとともに、非常時における適切な判断力の確立を図ります。

(7) 年間行事

月	行 事	内 容	季節の花
4月	お花見	誕生会	桜
5月	節句	バーベキュー ・ 誕生会	藤
6月	流しそうめん	ジャガイモ掘り ・ 誕生会 ・ 紫陽花	菖蒲
7月	七夕	七夕飾り ・ 誕生会	牡丹
8月	盆踊り	花火 ・ 誕生会	ダリア
9月	敬老の日	敬老会 ・ 誕生会	コスモス
10月	芋掘り	焼き芋 ・ 誕生会	菊
11月	紅葉	紅葉狩り ・ 誕生会	紅葉
12月	クリスマス	クリスマス会 ・ 鏡餅 ・ おせち作り	—
1月	正月	初詣 ・ 七草粥 ・ 誕生会	ろう梅
2月	節分	豆まき ・ 誕生会	梅
3月	ひな祭り	桜餅 ・ おはぎ作り ・ 誕生会	桃

平成 18年度 高齢者デイサービスセンターぬくもりの園事業計画

事業内容

(1)利用者定員 20名

(2)職員定数 9名

(3)運営方針

ア. 環境

利用者が心身ともに安定し「また来たい」と思えるような家庭的でぬくもりのある環境づくりに努めます。

イ. 生きがい作り

利用者の生活歴の中から趣味・楽しみを見つけることで、自分らしさを取り戻し、生きがいを持てるように努めます。

ウ. 介助方法

職員が全て提供するのではなく、例えば、配茶・調理・昼食配膳・洗濯物たたみ等の自分で出来ることを行う事で、自ら参加し、「出来た」という達成感のある利用者主体の介助に努めます。

エ. 家族支援

家族と対話(意志・選択・希望・悩み等)を持つことで介護負担や精神的・身体的負担が軽減出来るよう、相談・助言に努めます。

オ. 地域・家族交流

利用者と家族・地域・ボランティアによる季節行事・音楽会・お菓子づくり・手工芸等を開催することで、家族・地域・施設の交流の場が持てるように努めます。

カ. 開園日

年末年始の12月29日から1月3日までと、隔週日曜日を除いて開園いたします。(平日・土曜に加え、日曜〔第二・第四のみ〕・祝日も開園いたします。)

キ. 広報活動

広告宣伝としてケーブルテレビ、広告掲載、路線バス案内、看板設置、商店ビラ設置などや、各関係機関への営業を行う事で利用者獲得に繋がるように努めます。

(4) サービスの内容

ア. 生活支援・援助

生活機能訓練、趣味・生きがい活動を通じて身体的機能の維持し、利用者の残存能力を引き出すように支援します。また、個別機能訓練計画による効果測定を行ない、身体機能向上に努めます。家族には、介護負担の軽減を図れるように援助します。

イ. 食事

自家栽培の新鮮な野菜を使用した郷土料理、栄養バランスが行き届いた料理や見た目、匂い、味で楽しめる食事を作っていきます。また、普通食のほか、利用者に合わせて、刻み・極刻み・超刻み・ミキサー食にします。また、お茶・汁物等のトロミつけをし、食材の風味や見た目が損なわれないように心掛けます。

ウ. 入浴

健康保持(清潔、床ずれ防止等)や気分転換が得られるよう安全に入浴して頂きます。銭湯気分で大風呂に入り、家庭には無い楽しみを味わって頂きます。また、身体のご不自由な方には、機械浴でゆっくり、ゆったり入浴を楽しんでいただきます。

エ. 環境と設備

施設内の整理整頓、毎日の利用終了後の清掃により園内の清潔、衛生管理に留意します。危険箇所の点検を実施し、事故防止に努めます。

(5) 健康管理

デイサービスセンター到着後、バイタルチェック(血圧・体温・脈拍)問診、視診を行います。入浴前後も最近の状況や家族からの連絡メモを参考にし、再度チェックし身体状況の確認をきめ細かく行います。また、活動中においても体調の変化等異常が認められた場合は、その状況に応じて安静をとり、医師、看護師、家族と連絡をとりあい必要な対応、処置を致します。

(6) 防災計画

火災などに対しては、消防計画に基づき年二回の避難訓練や消火器取扱いを訓練し、町内会・地元消防団との連携を取り速やかに行動します。

(7) 送迎

利用者宅の玄関へお迎えに行き、玄関までお送りします。送迎中、車内の温度管理・体調管理に留意し、「右に曲がります」「左に曲がります」等の声掛けと歌や会話を楽しみながら安全な送迎を行います。

(8) 日課

利用者の気持ちとなり、個々のペースに合わせ、利用者の経験や知識を活用できるメニューづくりを致します。また、家族・地域住民・ボランティアの協力を得て、楽しみながら機能訓練に繋がるレクリエーションを行います。

(9) 年間行事

季節に応じた行事を開催します。毎月の誕生会には写真入りカードをつくり、くす玉・手作りケーキでお祝いします。

月	行 事 ・ 内 容
4月	桜、菜の花の花見・木目込み人形見学
5月	バラ園見学・農園づくり
6月	紫陽花、菖蒲見学・じゃが芋掘り
7月	蓮の花見学・七夕かざりづくり・農園野菜収穫
8月	夏祭り・スイカ割り・農園野菜収穫
9月	蕎麦の花見学・敬老会・流しそうめん・農園野菜収穫
10月	紅葉見物・ハロウィン仮装パーティー
11月	バラ園見学・さつま芋ほり・焼き芋
12月	クリスマス会・餅つき
1月	書初め・百人一首・七草粥
2月	節分・豆撒き・太巻き作り
3月	梅の花見学・雛人形作り

平成18年度高齢者ショートステイサービスぬくもりの園事業計画

1. 事業内容

(1) 運営の理念

高齢者になっても、生まれ育った地域の中で安心して、その人らしい、あたりまえの生活を保障するという、ノーマライゼーションの理想を理念とします。

(2) 対象者

65歳以上の要介護認定者及び要支援認定者

(40歳以上の介護保険上の15種類の特定疾患のある方含む)

(2) 利用者定員

20名

(3) 運営の目標

人間としての「尊厳」を重視し、個人の「意思」を尊重し、また利用される高齢者に対しては、ゆったりと、いっしょに、楽しく安定した生活の援助を、素直な心、誠実な心、奉仕の心をもって接し、利用者その家族とともに考え、取り組んでいくことを目標とします。

(4) 運営の方針

ア 利用者ひとり一人の意思及び人格を尊重し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援し、利用者の心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

イ 事業の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気の中で、地域や家族との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業所、他の介護保険施設または福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供

に努めます。

(6) サービス内容

ア. 食事サービス

食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮し、生活習慣を尊重した適切な時間に提供します。また、利用者の自立の支援に配慮し、自立して食事を摂ることができるような必要な時間を確保します。

イ. 介護サービス

介護にあたっては、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとします。

ウ. 機能訓練

利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて自立した日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための機能訓練を行ないます。

(7) 健康管理

健康状態の観察とバイタルチェック（血圧・脈拍・体温の測定）等により、異変の早期発見と疾病の予防に努めます。また、必要に応じて服薬の援助、処置などを行ないます。緊急時には応急処置を行なうとともに、医療機関、ご家族と連絡をとり、迅速に対応するよう努めます。

(8) 防災計画

火災に対しては、消防計画に基づき定期的な避難訓練や消防機器の取扱い訓練を実施し、地元消防団との連携を図り、速やかに行動します。また、非常災害時に備え、発電機、暖房器具や食料、水、日用品等を準備します。

(9) 従業員の採用状況

平成17年12月に1名の職員を採用内定

グループホームより異動職員1名

残りについては平成18年3月31日までに雇用契約を締結する予定であります。

(10) 従業員の研修

事業の開始にあたって平成18年3月より他のショートステイでの研修を行なう予定であります。

(11) 利用者見込み数

平成18年度の利用見込み数については、別添の収支予算書のとおりであります。

(12) 事業運営に必要となる書面（契約書等）の準備状況

現在、指定日までに間に合うよう重要事項説明書、契約書、運営規程等必要書面を準備しています。

平成18年度 ヘルパーステーションぬくもりの園事業計画

訪問介護サービス

1. 事業内容

(1) 目的

利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう要介護・要支援状態の軽減若しくは悪化の防止・予防に資するよう援助することを目的とします。

(2) 対象者

65歳以上の要介護認定者及び要支援認定者
(40歳以上の介護保険上の15種類の特定疾患のある方含む)

(3) 運営方針

ア. 要介護者等の心身の状況等に応じたサービスの提供

利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した生活を快適に過ごすことができるよう、利用者の気持ちと、個性を尊重し懇切丁寧なサービスを提供します。

イ. 提供するサービスの質の評価

提供された介護サービスについては、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うとともに、訪問介護計画の修正を行うなど、その改善が図れるよう努めます。

ウ. 訪問介護員の質の向上

事業の開始にあたり、採用時研修を採用後1ヶ月以内実施する。また、介護技術の進歩に対応した適切なサービスを提供できるよう、年3回、定期的に研修を実施します。

エ. 緊急時の対応

サービス提供時の利用者の状態の急変に備えて、医師や利用者の家族等の連絡先や対応方針を事前に定め、緊急時対応マニュアルを作成し、緊急事態が発生した場合は速やかに適切な処理が行えるよう努めます。

(4) サービス内容

ア. サービス内容の確認

利用者の居宅等へ訪問したら、まず顔色・発汗・体温等の健康チェックを行い、前回の訪問からの変化などお聞きした上で、その日の体調に合わせてサービス内容、手順等を調整、確認します。

イ. 環境の整備

快適に安全に過ごせるよう、換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整理整頓は、サービスの種別に関係なく行います。

ウ. 身体介護

利用者の身体に直接接触して行う介助サービス、利用者の日常生活動作や意欲の向上のために利用者と共にを行う自立支援のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービス（食事介助、排せつ介助、清拭・部分浴・入浴介助、移乗・移動・外出介助、服薬介助）等の内容を行います。

エ. 生活援助

家事の援助は訪問先のご家庭にあるもので行います。掃除、洗濯、ベッドメイク、衣類の整理・被服の補修、一般的な調理、配下膳、日用品等の買い物、薬の受け取りなどの日常生活の援助を行います。

オ. 相談、助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行います。

2. 職員定数 3名（障害福祉サービスと兼務）
常勤換算方法で2.5人以上（うち、サービス提供責任者1名）

3. 事業開始予定年月日 平成18年5月1日

4. サービス提供計画 365日 早朝、夜間及び深夜もサービスを実施する

通常時間	8:00～18:00
早朝	6:00～8:00
夜間	18:00～22:00
深夜	22:00～8:00